

福祉国家批判

2005. 6. 6 川村・佐藤

◆ 要 約 ◆

今日の論文では、社会福祉という制度によって国家が個人の物の分配を行うということについての批判を読み、社会福祉が個人の権利侵害になりうるのかを考える。

I ロバート・ノージック著 島津格訳 『アナーキー・国家・ユートピア』 木鐸社 2002

※物の保有に関して、“獲得の正義”・“移転の正義”・“匡正の原理”に従って保有物に対し権限を持つなら、その配分は正しい（保有物の正義の原理、あるいは権限理論）

一方で、拡張国家正当化理論の有力な理由に、配分的正義という最適な取り分・分配を達成するために拡張国家が必要であるという主張がある。その配分原理として、配分の時点で功利主義・平等主義などの構造的な原理に基づいて配分の正義が決定されるという“現時間断片原理”や、何らかの自然的次元に従って変化する“パタン付き”などがある。

そのような配分的正義のための拡張国家正当化理論の批判として、主に以下の四つがある。

- ①現実の、人が物を保有するに至った「歴史」が無視されることになる。
- ②最適な配分のための最適なパタン・基準等が存在したとしても、その配分後の物の自由な処分によって、最適な配分が崩れるため、国家による不断の介入が必要となってしまう。
- ③受け手の正義のために、他人の権利を侵害することになる（誰かに何かを与える自由を考慮していない）。
- ④そもそも「配分」を考える際に、資源を自由にすることのできる資格者などいないから、人が物を保有する過程に「配分」というものはありえない。

II 森村進「リバタリアンが福祉国家を批判する理由」 塩野谷祐一他編 2004 pp141-157

リバタリアンが福祉国家を批判する論拠として、福祉の権利を確保するために他人の権利が犠牲になるということや、相互扶助・自助努力の妨げになるという論があるが、やや行き過ぎたきらいがある。社会福祉が経済非効率かつ国家による平均的ライフサイクルの押し付けになること、社会福祉を国家が担うことでそれだけ権力が強化されること、及び外国人入国の自由を制限しうることこそ福祉国家批判の重要な論拠である。

一方で、リバタリアンは人道的な観点と自由の重要性の前提のために、最小限の社会福祉に反対することまではしない。しかし社会福祉の給付が他人の権利侵害の上に成り立つことから、「最小限」でしかあってはならない。

◆ 引用 ◆

パタン付きの配分的正義原理の支持者達は、保有物を誰が受け取るかを決定するための基準に焦点をあて、或者が或物を受け取るべき理由として様々なものを考察し、また、保有物全体（的配分）を考える。受け取るより与えるほうがよいかどうかはともかく、パタン付き原理の支持者達は与えるという行為を完全に無視している。財、収入、等々の配分を考える際、彼らの理論は受け手の正義の理論であって、何かを誰かに与える何らかの権利を人が有するかも知れないという点を、彼らは全く無視するのである。…

…パタン付きの配分的正義原理は、再分配の活動を必然的なものにする。自由に到達された保有物のセットが所与のパタンに適合するという可能性は小さいし、人々が交換したり与えたりする場合にそれがそのパタンに適合し続ける可能性はゼロである。権限理論の観点からするなら、再分配は、実際のところ人々の権利侵害を伴うから、実に深刻な問題である。
(ノージック P283~284)

たとえ万人が妥当と考える最適な配分パタンが存在すると仮定しても、

- ① 配分の受け手の正義のみが考慮され、与える権利を無視している。
- ② 与える行為が考慮されたとしても、その結果生じる不平等が再分配を絶えず必要としてしまう。

という二点において、拡張国家による配分的正義を批判し、自論の「保有物の正義の理論」を裏付けている。個人の自由への干渉を最小限にするために、国家による強制的な再分配を否定するというリバタリアニズムの顕著な主張と言えよう。

一方、顕著なリバタリアニズムの主張は、自由を保障した結果、貧富の差が拡大しても、それを社会的不正義であるとは考えないということが大きな問題である。

リバタリアンのいう「自由」は、この言葉が現在使われているありとあらゆる用法を含むものではなくて、自分の身体や財産を、他の人々の身体や財産を強制的に侵害しない限りで、干渉されずに支配し使うことができるという、古典的な消極的自由のことである。(中略)

おそらく批判者は「自由」という言葉をリバタリアンとは違った意味で使っているのだろう。…(中略)…リバタリアンが自由を根拠として福祉国家に反対することについて、首尾一貫しない点はないもののである。
(森村 p156)

筆者は自由を根拠として福祉国家論者を批判するリバタリアンの主張について、効率性（合理性）、政府の権力抑制、移民の自由の重要性の3つの論拠を評価している。そして、このリバタリアンに対して為される「自由を認めるなら分配が支持されるべき」との批判に対し、ここで使われている「自由」がリバタリアンのいう「自由」と根本的意味が違うとして反論し、両者の根本的な思考の違いを指摘している。

しかし、筆者自身も述べているように、現在では「自由」とは多種多様な意味を含んでおり、「自由」の意味を限定することは難しいと思われる。

◆ 語句説明 ◆

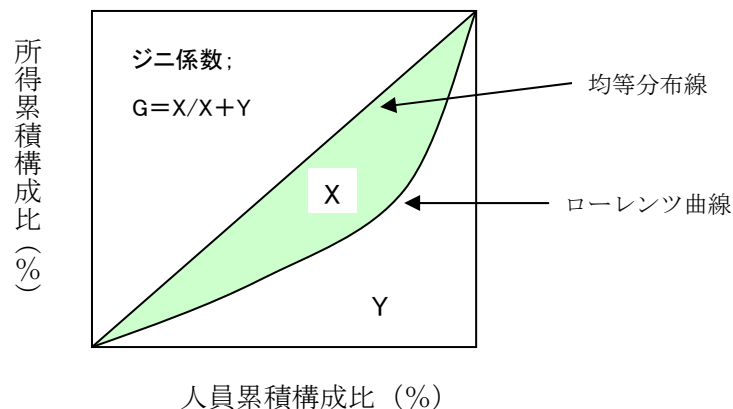
パレート最適(ノージックp277)

「ある個人の効用を増加させるためには、他の個人の効用を低下させざるを得ないような状態」と定義される。

誰の効用も低下させることなく、少なくとも誰か一人の効用を増加させることができるような変化を「パレート改善」といい、これを極限まで繰り返していくとパレート最適の状態になる。つまり、無駄がない状態。

ジニ係数(森村p142)

所得分配の不平等を測る指標。0に近いほど平等に近く、1に近いほど不平等に近い。



◆ 問題の定式化 ◆

- (1) - 1 あなたが「自由」と言うとき、主に、各人が自分の人生を生きていくという活動を強制的に妨げられない自由 [※自由1] を指すか、それとも社会的な生存権 [※自由2] を指すか。

日常で使う「自由」という言葉を3つ思い浮かべ、どちらに該当するか考えてみてください。 【例】「自由時間」「自由旅行」「自由民権運動」

- (1) - 2 世界的に見て、どちらが主に使われる意味だと思うか。また、どの様な国が自由1(もしくは自由2)の主張を好むと思うか。

- (2) - 1 多種多様な生き方・ライフスタイルを貫くことによって困窮が生じることのリスクを国が負うべきか？つまり、他人に邪魔されず、自己の思うままの生き方を選択したことによって、結果的に生命が危機に瀕したとき、国はその危機を救う義務があるか。
あるとすれば、それはどのような根拠によるものか。
- (2) - 2 上記問題で、仮に国家がリスクを負うとして、困窮状態の者に援助を与えるだけでなく、パターンナリズム的な理由によって自由を制限できるか？
例えば、パターンナリズム的制限が許されるならば、年金システムは『将来の自分の為の貯蓄』として正当化されるが、これを認めるべきか。
- (3) 破産制度は、自己の思うままの生き方を選択したことによって、結果的に生活を営むことができなくなった者を救済する制度であるが、債権者（国家・他の私人両者を含む）の犠牲において為されるものであり、債権者の困窮状態に関わらない。従って、連鎖破産（破産者から債権を取り立てることができず破産する・被保証人が破産して保証人も保証債務により破産する）が生じることがある。これは他の私人の「自由1」を大きく制限する制度であるが、どの様な根拠から正当化されるか。
- (4) 外国人を受け入れると、一般的に福祉国家は経済的に破綻する。（森村 p 153）この場合、移民の受け入れを厳しく制限せざるをえないこととなる。
しかし、外国人にも、国民と同様の福祉を与えるべきとする根拠はどこにあるのか？福祉国家の理念では自由は『国家による自由』であるとして前国家的な自由を基本的には認めない。とすれば、構成員以外の者には「自由2」を認めないとしても、矛盾を生じないのではないか。
- (5) ノージックは、所有権の結果状態の平等ではなく、所有権取得の過程が正しければ、その所有権の分配は正しいとする。
では、この考え方によっては、自分の意思によってすべての所有権を放棄することは認められるだろうか。例えば、自分の身体の所有権を他人に移転することは許されるだろうか。

参考文献

- 佐藤順一他編 『ミクロ・マクロ経済学辞典』 富士書房 1995.9.30
金森久雄他編 『経済辞典（第4版）』 有斐閣 2000.5.30